

村内にお住まいの住民税均等割非課税世帯等の皆さんへ

7万円給付金

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付)を支給します

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、1世帯当たり7万円を追加支給します。※詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】地域福祉課価格高騰重点支援給付金担当(☎282-1711 内線1139)



▲HPIはこちら

対 象

基準日(令和5年12月1日)において、東海村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度市町村民税均等割が非課税である世帯 ※▽世帯全員の市町村民税均等割が非課税であっても、他世帯の被扶養者のみで形成される世帯は対象となりません。▽世帯内容に変更があった場合等は、別途申請が必要です。

給 付 額

1世帯当たり7万円(1回限り)

申請方法等

給付対象のうち、次の①に該当する方は、申請は不要です。②・③に該当する方は、申請は不要ですが確認書の提出が必要です。④に該当する方は、申請が必要です。

- ①「3万円給付金」(令和5年7月～10月に給付済みの「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」)を受給した方は…「給付金に関するお知らせ」(はがき)を、1月16日(火)以降に順次送付します。原則、返信等の手続きは不要です。はがきに記載されている振込先口座を変更したい場合や、受給を辞退したい場合は、手続きが必要です。
- ②「3万円給付金」を受給した方で給付名義人と振込口座名義が違う方または、令和5年6月2日以降に世帯員構成に変更があった方は…給付内容や確認事項が記載された「確認書」を、1月18日(木)以降に順次送付します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒を郵便ポストへ投函してご提出ください。

③上記の①・②に該当しないが、給付対象と見込まれる方は…給付内容や確認事項が記載された「確認書」を、1月18日(木)以降に順次送付します。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒を郵便ポストへ投函してご提出ください。

④令和5年6月2日以降に村内に転入した世帯員がいる場合は…申請が必要です。地域福祉課(役場行政棟1階)備え付けまたは、村公式ホームページからダウンロードした申請書に必要事項を記入し、必要書類(令和5年1月1日時点でお住まいだった市町村が発行した非課税証明書等)を添えて、郵送またはお越しの上、ご提出ください。

支給時期

上記の①に該当する方は2月6日(火)に、上記の②・③・④に該当する方は村に書類が届いてから約3週間後に、給付金を支給します。

申請期限

令和6年3月15日(金)(当日消印有効)※期限を過ぎると給付を受けられませんので、ご注意ください。

申請書提出先

地域福祉課価格高騰重点支援給付金担当(〒319-1192 東海3-7-1 役場行政棟1階)※確認書による手続きの方は、郵送での提出にご協力をお願いします。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意を!

自宅や職場などに村や国の職員をかたる不審な電話や郵便があったときは、最寄りの警察署または、警察相談専用電話(#9110)へご相談ください。